

北名古屋市災害廃棄物処理計画

概要版

令和2年3月

1 計画の趣旨

災害時には、普段できていることすら満足にできないといわれています。

東日本大震災のような激甚災害の場合には、災害廃棄物に対応する行政自体が被害を受け、過酷な状況の中、より一層困難な業務にあたることになります。

また、災害発生時には「早期復旧・復興」に対するプレッシャーが大きく、ゆっくりと時間をかけて処理の方法を検討するわけにもいきません。

そこで、時間、人員、データ等が比較的活用しやすい平常時に、発災後、どのように災害廃棄物処理を実施するか、事前に検討しておくことが重要になります。

実際に災害が起きた時、どのように災害廃棄物に対処するかを定めたものが、「災害廃棄物処理計画」です。

2 対象とする災害

地震、風水害その他の災害とします。

3 災害廃棄物発生量

最大モデルによる当市の災害廃棄物発生量の推計は、約54,000tです。

これはパッカー車(ごみ収集車)約27,000台分にも及びます。



4

災害廃棄物の分別区分

災害時に発生するごみは「被災者の生活に伴って発生するごみ(生活ごみ・避難所ごみ・し尿)」と「災害によって発生するごみ(片付けごみ・損壊家屋等)」に分けられます。

廃棄物		特徴
生活ごみ		被災家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装やダンボール、衣類など
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害によって発生するごみ(片付けごみ・損壊家屋等)	可燃混合物	家屋の柱材・角材、水害等による流木、倒壊した自然木、繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在する可燃性のもの
	畳・布団	被災家屋から出る畳・布団で、使用できなくなったもの
	不燃混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂等)など、おおむね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	家電4品目	被災家屋から排出される家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機)で、使用できなくなったもの
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、飼肥料工場等から排出される原料及び製品など
	廃自動車等	被災により、使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車(処理するには所有者の意思確認が必要になる)
	有害廃棄物 処理困難物 思い出の品	塗料、バッテリー、蛍光灯、石綿(アスベスト)含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、フロン類、CCA(木材防腐剤)、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物 太陽光パネルや燃料、ガスボンベ、消火器などの危険物、タイヤ、スプリングマットレスなどの処理困難物 思い出の品など

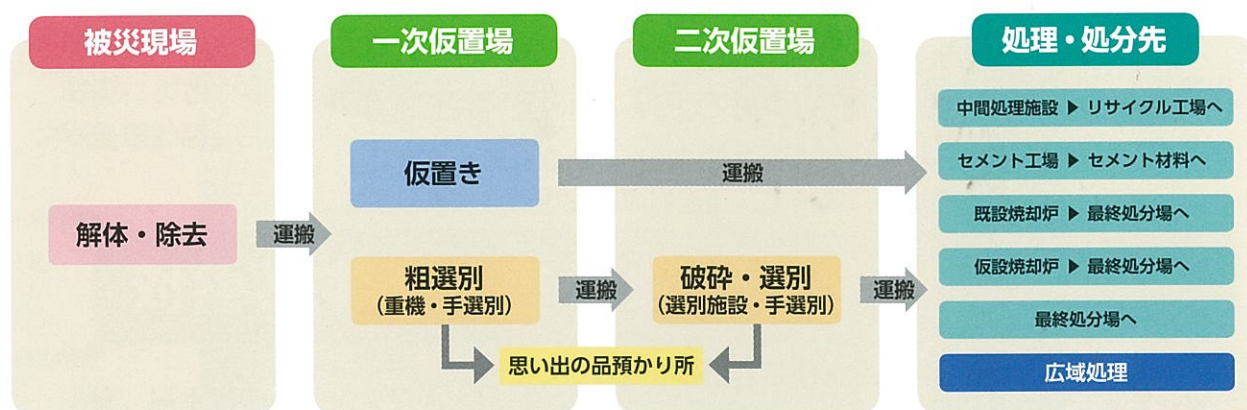
5

災害廃棄物の処理

短期間で大量に発生する災害廃棄物は、処理施設において一度に処理をすることが出来ません。このため、大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ、一時的に保管するための「一次仮置場」と、災害の規模が大きい時に処理施設での処理が円滑に進むよう集約して保管し、機械選別や再資源化を行うための「二次仮置場」を設置します。

市民が自宅の片付けを行った際に排出される「片付けごみ」と、「被災現場」から撤去される「災害廃棄物」の多くは、まず「一次仮置場」に運ばれ、分別し、仮置きします。その後、「二次仮置場」に運搬・集約され、選別処理などを行った後、「廃棄物処理施設(焼却施設や最終処分場など)」での処理・処分を行うとともに、再生利用を行います。

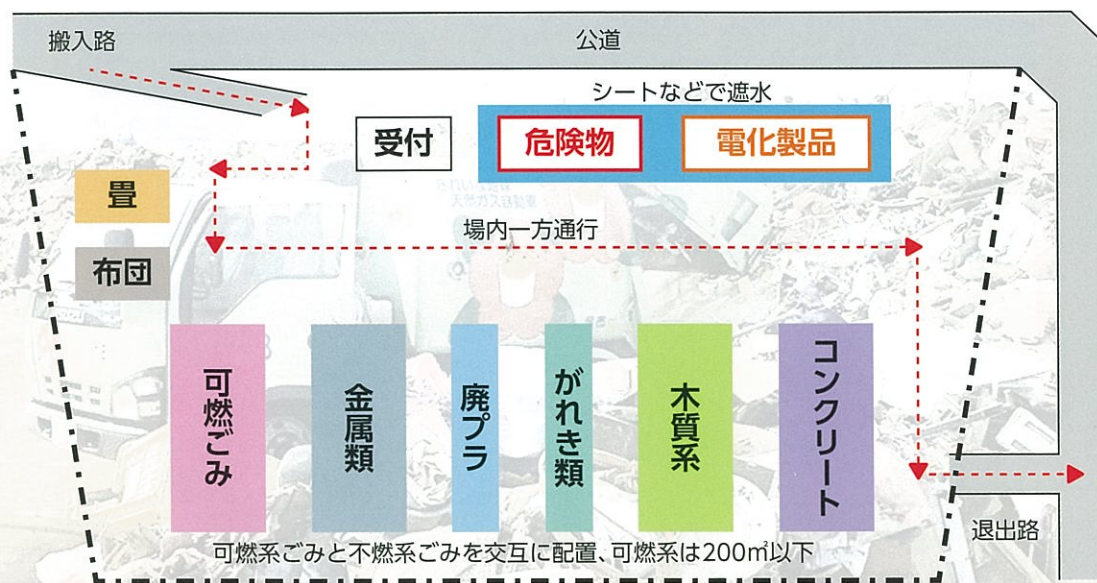
災害廃棄物の処理は、被災現場で分別してから仮置場に搬入を行うことで、処理の時間を短縮し、費用を大きく削減することができます。



生活環境の保全・安全作業の確保

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h23_shinsai/ilow/

一次仮置場の場内配置模式図



平成30年7月豪雨 広島県呉市 仮置場

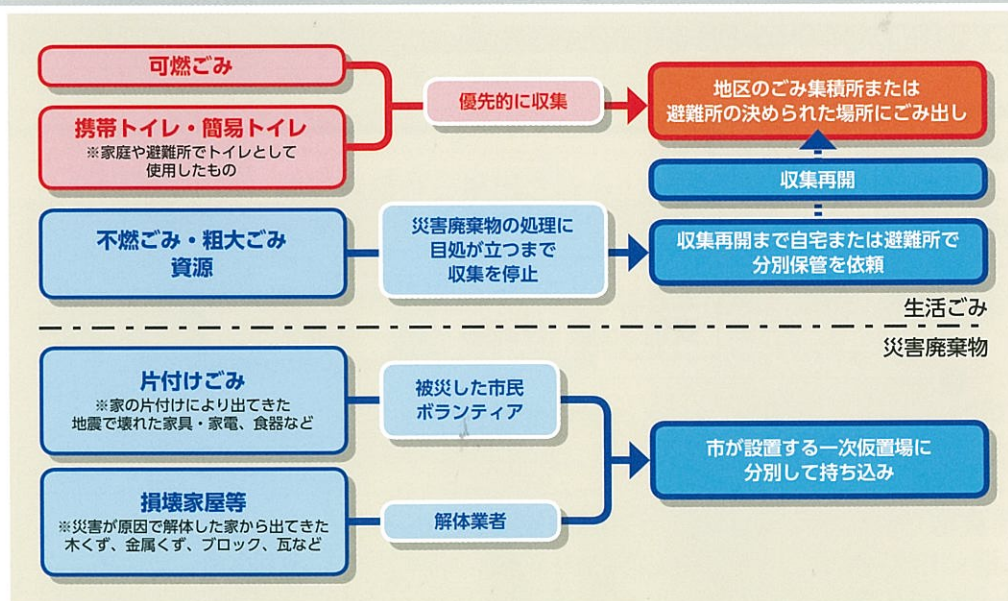
出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

みなさまにご協力をお願いすること

- ◆災害によって発生したごみのうち、**衛生を保つために急いで処理をする可燃ごみなどを優先的に収集し、不燃ごみなどの収集は一時的に休止**します。(下図を参照)
- ◆ご家庭から出るごみのうち、生ごみなど腐りやすいごみを含む可燃ごみの収集は3日以内を目処に再開します。再開後は、普段のごみ出し場所に出してください。
- ◆不燃ごみ、資源はできるだけご家庭で保管してください。優先するごみの処理に目処が立ち次第収集を再開します。
- ◆ご家庭で生活する上で、**どうしても捨てる必要のあるごみを優先**し、急いで捨てる必要のないごみは、できるだけ敷地内で保管してください。どうしても急いで捨てる必要のある家具などは、市の設置する仮置場に持ち込んでください。

仮置場への持ち込みに関する注意事項

- ・市からの指示があるまでは持ち込まないでください
災害の規模によって、仮置場の開設場所が決まります。
仮置場の準備が整うまで、持ち込みはご遠慮ください。
- ・分別して持ち込んでください
分別しないままごみを出されると、復旧・復興が遅れます。
仮置場では、分別してごみを出してください。



災害廃棄物処理計画〈概要版〉

令和2年3月

北名古屋市

発行：愛知県 北名古屋市
編集：防災環境部 環境課
北名古屋市西之保清水田15番地
(0568) 22-1111 (代表)